

プレジャーボート提供業届出者等(R8.4.1～)

1 プレジャーボートの種類について(条例第2条第10号概要)

プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セイルボードや以下のようなものをいう。

カイトボード、水上オートバイ、水中翼船、ペダルボート、ボディボード、モーターボート、ヨット、その他これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具

(施行規則第2条)



※ カヌー、カヤック、SUP等は令和8年4月1日からカヌー等提供業の届出が必要となります。(プレジャーボート提供業既届出者は2年間の経過措置期間あり)

2 プレジャーボート提供業届出者等の事故防止等の措置

(条例第19条第1項概要)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、正常な航行が阻害され、漂流、転覆、その他の危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、正常な航行が阻害され、衝突その他の危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場所において、プレジャーボートを利用させないこと。 ※新設
- (3) 利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) プレジャーボート利用者の名簿を備え、これに必要な事項を記載すること。

氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、小型船舶操縦免許証の番号及び有効期間(水上バイク等の船舶を操縦させる場合に限る)、当日の健康状態、利用日時、利用場所(1年保存) ※新設

(施行規則第20条)

- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウエットスーツ(小型船舶の場合は救命胴衣)を着用させること。 ※新設
- (8) 利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (9) 利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (10) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

(1)～(9)は勧告対象、(10)は罰則あり

※ 全て行政処分(業務停止等)の対象となります。

3 プレジャーボート提供業届出者等の事故防止の措置

(条例第19条第2項概要) ※ 努力義務

- (1) 水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
 - ① 悪天候で危険であると認めるときには、出航を差し控えること。
 - ② 漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。
 - ③ 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でプレジャーボートを操縦しないこと。
 - ④ 航行中は、救命胴衣又はウェットスーツを着用すること。
 - ⑤ 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような高速力で航行しないこと。
 - ⑥ 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。
 - ⑦ みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。
 - ⑧ 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者はその旨を連絡すること。
 - ⑨ 警察官、事業者等の指導助言に従うこと。



(施行規則第21条)

- (2) 利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (3) 利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。 ※新設
- (5) プレジャーボート提供業届出者の事業に従事する者及び水難救助員の知識及び技能の向上を図ること。



※ (1)の①～③、⑤～⑧及び(3)は、利用者がプレジャーボートを操縦しない場合は該当しません。

4 プレジャーボート提供業届出者等の事故防止の措置 ※ 新設

(条例第19条第3項概要)

プレジャーボート提供業届出者は、利用者が外国人であるときは当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

※ 2の(1)～(3)及び(7)～(9)並びに3の(1)及び(3)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。

5 公安委員会（警察署地域課）への届出（条例第16条概要）

事業を廃止した場合や、届出事項（事業所の所在地、水難救助員等）に変更があった場合、その日から起算して10日以内に届けなければなりません。

※ 罰則あり（条例第44条第2項第3号、10万円以下の罰金）